

値上げは いつの支払い分から？

水道メーターの検針は2カ月に1回行っており、偶数月と奇数月の検針に分かれています。4月1日前より継続してご使用いただいている方の値上げ後の最初のご請求は、偶数月検針の地区の方が、令和8年**7月支払い分**から、奇数月検針の地区の方が**6月支払い分**となります。

●「偶数月」検針地区のお客さま

令和8年7月支払い分から(6月検針分から)

3月	4月	5月	6月	7月	8月
旧料金		新料金		新料金	

検針

7月お支払い分から

●「奇数月」検針地区のお客さま

令和8年6月支払い分から(5月検針分から)

3月	4月	5月	6月	7月	8月
旧	旧	新	新料金		新

按分

※4～5月分は、1カ月分が旧料金、残り1カ月分が新料金となります。

検針

6月お支払い分から